

○名護市中学生英検検定料金補助金交付要綱

令和7年4月1日

市長告示第77号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定（以下「英検」という。）の受験機会の拡大を目指し、もって生徒の英語力及び学習意欲の向上を図ることを目的とし、英検の検定料金（以下、「検定料金」という。）の一部を補助するものとする。その補助金の交付に関しては、名護市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第8号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(支給対象者)

第2条 検定料金の補助は、名護市立中学校及び沖縄県立名護高等学校附属桜中学校以外の中学校に在席し、かつ、市内に住所を有する中学生を対象とする。ただし、英検申込み時点での市内に住所を有する者に限る。

(補助金の申請及び請求等)

第3条 市長は、当該年度において1人につき1回（1つの級に限る。）の受験に対し、その検定料金の半額を予算の範囲内において補助するものとする。ただし、市又は地方公共団体等から英検に係る補助金等の交付を受けたことが判明したときは補助の対象としない。

1 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、名護市英検検定料金補助金交付申請書兼補助金請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、当該年度の1月31日までに市長に提出しなければならない。

（1）補助金の交付を受けようとする英検検定料金に係る領収証

（2）英検申込み時点での市内に住所を有することができる証明書

(補助金交付の決定及び確定通知)

第4条 市長は、前条の申請者からの申請を受けたときは、これを審査して補助金交付の可否を決定し、名護市英検検定料金補助金交付・不交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第5条 補助金は、補助金額の確定後に交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (2) 市又は地方公共団体等から英検に係る補助金等の交付を受けたことが判明したとき。
- (3) 受験していないことが判明したとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により取消を求める場合は、名護市英検検定料金補助金交付決定取消通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還命令）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金に相当する金額の返還を命ずることができる。

2 市長は、第6条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分について申請者に返還を命ずることができることとする。

3 市長は、前2項の規定により返還を求める場合は、名護市英検検定料金補助金返還命令書（様式第4号）により申請者に返還を請求するものとする。

（補足）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。